ライシテの歴史⑥

藤原 理人 Masato Fujiwara

ルイ14世はナントの勅令を廃し、「一つの信仰、一つの法、 一人の王」をスローガンとしてフランスをカトリック国である と規定し、アンシャンレジーム社会において第一身分である聖 職者の冒涜行為は禁止された(1)。そんな中、フランス革命前夜 の 1766 年、ライシテにおいてよく登場するシュバリエ・ド= ラ=バール事件が起こる。これはフランスにおいて不敬罪で死 刑となった最後の例である。事件は1765年8月8日から9日 にかけて、アブヴィルという町にあったキリストの十字架像が 損壊していたことに端を発する。犯人と目されたのは、ジャン =フランソワ・ルフェーブル=ド=ラ=バールという20歳の 若い騎士とその友人たちであった。良家の出でありながら、若 い彼らは修道士たちの行列を前にして帽子も取らず突っ立った ままその様を眺める、猥雑で品のない歌を歌うなど、当時の常 識に鑑みて目に余る態度をとっていたことが原因であった。し かし、現代であれば若気の至りですみそうなこの一件には、ア ブヴィルの判事により斬首の上火刑という、極めて厳しい判決 が下された。パリの高等法院もこの判決を支持し、ルイ15世 の恩赦の期待もむなしく、1766年7月1日、シュバリエ・ド = ラ = バールに対し刑が執行された。友人の一人は事件後すぐ にプロイセンに亡命、もう一人は15歳という年齢から罪をま ぬがれた。ド=ラ=バールは従容と刑を受け入れたが、見届 けた修道士に対し「この程度のことで一貴族を死に追いやるこ とができるとは思わなかった」と語ったともいう。

半年という短期間の審理の末に、かくも軽微な罪で極刑が執行されるのはやはり尋常ではなかった。罪状だけでなく、村人たちの証言の信びょう性も疑わしかった。傷ついた十字架像は薪を積んだ馬車が当たったからとも言われている。冤罪の可能性が高かった。

この事件がクローズアップされた理由は、アミアンの大司教が事件の告発証言を呼びかける司法書簡(Monitoire*)を発布し、図らずも大衆の耳目を集めてしまったことと(大司教は後に王に罪の軽減の働きかけを行っている)、裁判報告官がヴォルテールらの哲学思想を嫌悪し、被疑者が『哲学辞典』などの書物を持っていたことを問題視したことも挙げられる。つまり啓蒙思想家が活躍した時代の、思想的な問題もはらんでいたのである。

そういうこともあってか、この事件に対し声をあげたのが、間接的に当事者となったヴォルテールである。彼はこの少し前のカラス事件(プロテスタントの父がカトリックに改宗しようとした息子を殺害したとされる事件)でも裁判の不当性を糾弾している。彼が記した「シュバリエ・ド=ラ=バールの死の報告(Relation de la mort du chevalier de La Barre)」によれば、フランスにおいて不敬罪が死に値することを明文化している法律はなく、1666年の王令においても初犯に罰金、2回目は倍の金額といった具合に刑が進み、6回目で晒し台にあげられるのだという。パリの教皇特使は刑の執行を知った時、ローマではこのような扱いにはならないし、スペインやポルトガルの異端審問にかけても数年の償いですんだであろうと述べたという。

プロイセンに逃げたデタロンドというもう一人の容疑者については、ヴォルテールがプロイセン王フリードリヒ2世に推挙し、そこで士官となっている。さらにこの哲学者は彼らの名誉回復にも尽力したが生前には叶わず、死後の1788年になってデタロンドには王の恩赦が下り、ド=ラ=バールの方も同年に大法廷により名誉回復が承認されている。

こうして、ドョラョバールは宗教的非寛容の犠牲者の代名 詞となったのである。

ちなみにヴォルテールは 1778 年にこの世を去り、1791 年にパンテオンに埋葬された。その墓碑には「無神論者と狂信的信仰者を非難した。寛容の精神を生み出し、封建主義への従属に抵抗し人権を主張した。詩人、歴史家、哲学者であり、人間の精神を育み、人類に自由とは何かを教えた」と記されている。

ボベロによれば、ジョン・ロックの宗教と国家の分離論、ヴォルテールのガリカニスム的反教権主義、ルソーの市民宗教といった啓蒙思想家たちの考え方がライシテの概念を構成しているという。こうした思想は、18世紀に拡大する、博愛的で宗教的多元性を認めるフリーメーソンによって普及し、その会員はライシテ化の進展に積極的な役割を果たすことになる⁽²⁾。

1789年のフランス革命の直前には啓蒙専制君主と呼ばれる 王が存在した。彼らは、従来の神の力による統治という考えを 尊重しつつも、哲学的な基盤から領民とより功利的で理性的な 関係を築こうとした。プロイセンの哲学王フリードリヒ2世は 臣下に信教の自由を認めていたし、ロシアのエカテリーナ2世 もイスラム宗教会議を設立したり、正教会による非正教会への 干渉を禁止したりしていた。神聖ローマ帝国のヨーゼフ2世も カトリックの優位を認めつつもキリスト教諸派に対して寛容な 政策を取った⁽³⁾。

しかしながら、フランスにおいては、絶対主義が啓蒙化する 兆しはなく、ルイ 16 世は信仰の自由を全く認めなかった ⁽⁴⁾。 こうした点からも、体制に対するフランス革命の反動の強さが 読み取れるだろう。

[参考文献]

Voltaire, L'Affaire du chevalier de la Barre, Gallimard (folio), 1975.

- (1) BAUBEROT Jean, Histoire de la laïcité en France, PUF, 2000, 5 頁。
- (2) ジャン・ボベロ、『世界の中のライシテ』、白水社、2014、 28 ~ 56 頁。
- (3)ボベロ同上。フレデリック・ドリューシュ、『ヨーロッパ の歴史』、東京書籍、1995、262 頁。

(4) ボベロ同上。

* Monitoire (モニトワール) とは、教会が教区信者に発布する、ある事件に関してその真実を明らかにできる証言を司法官に行うことを指示する書簡。これに応じない場合は教会法の罰則を受ける。(Le nouveau Petit Robert から翻訳) ヴォルテールは「密告者という下劣な仕事(シュバリエ・ド=ラ=バールの死の報告)」を庶民に押し付けるこの制度を強く非難した。